

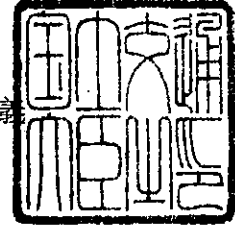


# 認 定 書

国住指第 4474 号  
平成 21 年 3 月 13 日

吉野石膏株式会社  
取締役社長 須藤 永一郎 様

国土交通大臣 金子 一義



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第九号及び同法施行令第 108 条の 2 第一号から第三号まで（不燃材料）の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号  
NM-2286
2. 認定をした構造方法等の名称  
ガラス繊維不織布入/せっこう板
3. 認定をした構造方法等の内容  
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

別 添

1. 材料名

ガラス繊維不織布入/せっこう板

2. 申請仕様の形状・寸法等

申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1 申請仕様の形状・寸法等

項 目	申 請 仕 様
形状	平板
表面の形状	平滑
厚さ	4.0(-0.4)~25.0(+2.5)mm
質量	3.60(-0.36)~22.24(+2.22)kg/m <sup>2</sup>

3. 申請仕様の材料構成

申請仕様の材料構成を表2に示す。

表2 申請仕様の材料構成

項 目	申 請 仕 様																				
ガラス繊維不織布入/せっこう板	<p>厚さ4.0(-0.4)~25.0(+2.5)mm            質量3.60(-0.36)~22.24(+2.22)kg/m<sup>2</sup></p> <p>・せっこう板：            厚さ4.0(-0.4)~25.0(+2.5)mm            質量3.52(-0.35)~22.00(+2.20)kg/m<sup>2</sup>            密度880(±88)kg/m<sup>3</sup></p> <table border="0"> <tr> <td>二水せっこう</td> <td>94.6質量%以上</td> </tr> <tr> <td>無機繊維(ガラス系)</td> <td>2.0質量%以下</td> </tr> <tr> <td>接着補助剤(でんぷん系)</td> <td>1.0質量%以下</td> </tr> <tr> <td>撥水剤(パラフィン系)</td> <td>1.0質量%以下</td> </tr> <tr> <td>撥水剤(シリコーン系)</td> <td>0.5質量%以下</td> </tr> <tr> <td>添加剤(アミノ系)</td> <td>0.5質量%以下</td> </tr> <tr> <td>発泡剤(アニオン系界面活性剤)</td> <td>0.2質量%以下</td> </tr> <tr> <td>分散剤</td> <td>0.2質量%以下</td> </tr> </table> <p>〔 ナフタレン系、メラミン系 〕            〔 ポリカルボン酸系 〕</p> <p>・ガラス繊維不織布(1枚当たり)：            質量40(-4)~120(+12)g/m<sup>2</sup></p> <table border="0"> <tr> <td>〔 ガラス繊維 〕</td> <td>80質量%以上</td> </tr> <tr> <td>〔 バインダー(ポリビニルアルコール系) 〕</td> <td>20質量%以下</td> </tr> </table> <p>表面側1枚、裏面側1枚 合計質量80(-8)~240(+24)g/m<sup>2</sup></p>	二水せっこう	94.6質量%以上	無機繊維(ガラス系)	2.0質量%以下	接着補助剤(でんぷん系)	1.0質量%以下	撥水剤(パラフィン系)	1.0質量%以下	撥水剤(シリコーン系)	0.5質量%以下	添加剤(アミノ系)	0.5質量%以下	発泡剤(アニオン系界面活性剤)	0.2質量%以下	分散剤	0.2質量%以下	〔 ガラス繊維 〕	80質量%以上	〔 バインダー(ポリビニルアルコール系) 〕	20質量%以下
二水せっこう	94.6質量%以上																				
無機繊維(ガラス系)	2.0質量%以下																				
接着補助剤(でんぷん系)	1.0質量%以下																				
撥水剤(パラフィン系)	1.0質量%以下																				
撥水剤(シリコーン系)	0.5質量%以下																				
添加剤(アミノ系)	0.5質量%以下																				
発泡剤(アニオン系界面活性剤)	0.2質量%以下																				
分散剤	0.2質量%以下																				
〔 ガラス繊維 〕	80質量%以上																				
〔 バインダー(ポリビニルアルコール系) 〕	20質量%以下																				

4. 申請仕様の断面図

申請仕様の断面図を図1に示す。

単位mm

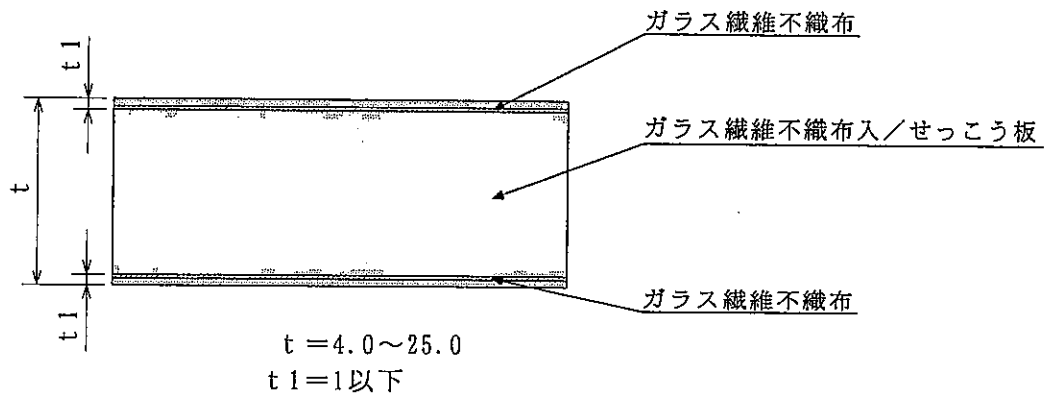


図1 断面図